

○村松委員長 ただいまより総務文教常任委員会を開会する。

当委員会に付託された議案は3件である。審査順序はお手元に配付の審査順表のとおり、総務部、こども未来部として進めたいと思うが、御異議ないか。（異議なし）

総務部所管の議案の審査に入る。

認第11号「平成30年度焼津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○青島副委員長 決算書の302ページの中の公共用地取得事業費、ターントクルこども館の関係と新庁舎の関係、この内訳を一応、教えていただきたいと思います。

○鈴木資産経営課長 青島委員の御質疑、新庁舎建設用地とターントクルこども館駐車場用地の内訳でございます。

まず、新庁舎建設用地の内訳でございますけれども、法人が1社、個人が8人、この8人というのは、共有の土地もありますので、延べの人数が8人ということでございます。土地が7カ所、これに伴う物件補償も7件ということになります。

土地代金が4,050万7,544円、物件補償が1億6,048万942円、合計で2億988万486円ということでございます。

ターントクルこども館駐車場用地の内訳でございますけれども、場所は、栄町3丁目8番の1、9番の1、10番、11番と12番、計5筆の土地でございます。面積が1,118.42平米、これにつきましては、所有者は個人の方お一人で、土地代金が5,413万1,200円で、これは、売り出しに出ていた土地でございます、不動産屋さんが仲介業者ということでございます。したがって、売買仲介手数料が181万8,650円、計が5,594万9,850円でございます、土地の所有権移転後、外周に柵を設置しております。この工事代金が43万4,095円ということで、合わせて5,638万3,945円、新庁舎建設用地とターントクルこども館駐車場用地を合わせまして2億5,737万2,431円というものでございます。

○鈴木委員 先行取得の大きさは2つ以外に、土地取得事業会計で持っている駐車場の用地とかいろいろありますけれども、何件分ぐらいあって、駐車場として収入が入る土地もあれば、全く入らない土地もあるかなというふうに思うんですけど、結構細かくなっちゃうかもしれませんけれども、内訳とか、ちょっとお願いしたいと思います。

○鈴木資産経営課長 決算書の397ページをごらんいただきたいと思います。決算書の397ページ、このページから財産に関する調書になるわけですが、397ページからの財産に関する調書は一般会計分ということになります。

ちょっとめくってもらいまして、403ページをお願いいたします。

これは、土地取得事業会計に属する土地の一覧ということになります。これ、合わせて34件ということでございます。取得年度が、一番古い取得年度のものが昭和58年ですね。ですから、一番上に載っています公共事業代替地（道原）ですが、この土地

を取得したのが昭和58年ということになります。

一番最近なのが、先ほど御説明をさせていただきました、平成30年度に取得をしたターントクルこども館駐車場用地と新庁舎建設用地ということでございます。

この34件の土地の中で、貸し付けをしておる土地でございますけれども、上から2つ目、市街地再開発事業用地、ここが、アトレ焼津管理組合のほうに入居者用の駐車場として貸し付けをしております。駐車場台数26台分ということでございます。

上から4つ目です。小川青島線の残地ですけれども、面積が狭小ですけれども、お近くの造園屋さんのほうから駐車場用地として借りたいという申し出がありまして、造園屋さんに駐車場用地として貸し付けをしております。

その下、東小川公共用地（南小隣接地）ですけれども、900平米ございますけれども、すぐ隣が焼津南小で、周辺の住宅の方から貸し付けの要望がありまして、駐車場台数、全部で15台分ございますけれども、9台分ぐらいが周辺住民の個人の方、6台分が学校の特別学級というんですかね、その教師の方のほうに貸し出しをしております。

上から8段目は、上青島焼津線代替地でございますけれども、253平米ございますけれども、社会福祉法人のほうに放課後児童クラブの用地として貸し付けをしております。

上から11番目の公共事業代替地（焼津）ですけれども、焼津商工会議所の事務所ということで貸し付けをしております。

上から14番目の都市整備事業を伴う用地（小川交番）が焼津警察署のほうに貸し付けをしております。

上から24番目になりますけれども、焼津駅南口交番用地、これも焼津警察署のほうに交番用地として貸し付けをしております。

最後に、上から28番目、大住の市有地でございますけれども、これは運送会社さんのほうに駐車場用地として貸し付けをしております。

以上でございます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

大分、それこそ塩漬けみたいな状態になってしまって、当然こういったものは、売り手があれば売却のほうに望ましいんですけども、そういった努力も多分やっていたかと思うんですけども、非常に形が悪かったりとか、あるいは狭かったりだとか、土地利用がもう厳しいだろうな、ここというようなところというのは、皆さんだったら大体わかるかなというふうに思うんですけども、今後、こういった収入にならない土地についての売却についてのお考えというものがありませんでしたらお願いしたいと。

○鈴木資産経営課長 全部で34件のうち、先ほど御説明させていただいた貸し付けの場所以外の部分ですけれども、現に公共用地として使っておるところもございまして、例えば16番目の中橋通天王線代替地、これも本町5丁目ですけれども、これはふれあいギャラリーの用地として使っております。

上から18番目のコミ住事業代替地から、その下は保有者の駐車場として利用しています。

22番目の庁舎周辺来客駐車場地は、もちろん名称のとおり、市役所の……。済みません、これ、庁舎周辺来客用駐車場地として取得をしましたけれども、その後、議会庁

舎別館の取り壊しに伴って仮設の会議室を建てましたので、今、仮設の会議室等ということで利用がされています。

上から29番目の大島のビーコン広場用地、これも大島の中央公園として利用されているということで、今説明をさせていただきましたように、ある程度の面積というのはあるものについては貸し付け、もしくは公共用地として利用がされているということで、それ以外の用地につきましては、非常に面積が狭小ということがございます。例えば、貸し付けも利用もされていない1番の土地、公共事業代替地、これ、95平米しかないとか、9番目の志太海岸線残地は18平米しかないとか、平成30年度に取得しましたターンクルこども館駐車場地と新庁舎建設用地につきましては、今年度、一般会計のほうへ買い戻しということで予算計上もされていますので、土地取得事業会計から一般会計に移るということとなります。

したがって、あと、公共用地としても利用がされていない、貸し付けとしても活用ができない土地につきましては、非常に狭小な土地だということで、そういう狭小な土地を売り出しに出しても、なかなか売れないということがございます。

売り出しをするに当たっては、用地測量もしなければならない。不動産関係もしなければならないということがありまして、逆に経費のほうがかかってしまうということも考えられるものですから、その辺、慎重にやらざるを得ないということで、現在に至っております。

以上でございます。

○鈴木委員 わかりました。

いずれにしても、過去においては、取得をしてお金を出して市が買っている土地でもあるので、見ると、何か4.17平米だとかというところもあったりするわけでありすけれども、上から3番目の田尻北公共事業代替地というの、ゼロになっているんですけれども、これがどういうふうに表を見ればいいんですか。売れたということですか。

○鈴木資産経営課長 説明不足で大変申しわけございませんでした。

上から3番目の田尻北公共事業代替地、平成30年度にマイナスになっていまして、現在ではゼロということにさせていただきます。これは、平成27年度に公売により売り払い済みということで、錯誤ということで、今年度の決算書で据えるということにさせていただきます。

○鈴木委員 錯誤ってどういうこと。

○鈴木資産経営課長 済みません、平成27年度に公売で売り払いしたものですから、平成27年度の決算書でゼロに本来しなければならなかった土地なんですけれども、そのときにし忘れたということで、大変申しわけございません。

○鈴木委員 それじゃ、マイナスがついているところが田尻北公共事業代替地のほかに2カ所あるんですけれども、これも過去の忘れですかね。

○鈴木資産経営課長 これにつきましては、平成30年度に売却がされた土地でございます。

○鈴木委員 それじゃ、決算書のさっきの土地取得事業の売却の収入の中に、この後の2カ所、一部売却と記載されている土地の分は含まれているという、そういう解釈をしたらいいいんですか。

○鈴木資産経営課長 決算書の299、300ページをお願いいたします。

以下、財産収入2項の財産売却収入443万1,000円、これがその土地の売り払いの収入でございます。

- 鈴木委員 2筆、2カ所。
- 鈴木資産経営課長 申しわけございません。これは、一部売却と書いてある最初の部分。それで、小川島田幹線道路用地につきましては小川公民館駐車場用地で、換地ということで、マイナスということにさせていただいています。
- 村松委員長 ごめんなさいね。そうすると、今、鈴木委員のお話しになっているのは、この内訳なんだけれども、300ページに載っている土地売却収入443万1,893円は、公共事業代替後の南部のところのマイナス89平米の分の代金ということで。
- 鈴木資産経営課長 はい、そのとおりでございます。
- 鈴木委員 細かいようで。それじゃ、小川島田幹線の道路用地というので、今、小川公民館の換地ということで課長のほうからお話があったわけですけども、小川島田幹線と小川の公民館って、えらい離れちゃっているんですけども、それはどういう位置づけですか。
- 鈴木資産経営課長 これは、土地区画整理事業内の土地の市有地を合わせて換地みたいなことがありますて、そういう状況になっているということでございます。
- 鈴木委員 じゃ、この266.36平米というのが所在地的には小川公民館のほぼ隣接地と考えていいですか。
- 鈴木資産経営課長 この266はもう現に小川公民館の用地のところだということで御理解いただいて結構です。
- 鈴木委員 ということは、それは別にあれですか、土地取得事業会計から小川公民館という、さっきも市の財産のほうに売り払いをした収入というのは、この特別会計の歳入歳出決算には反映されないわけですか。
- 鈴木資産経営課長 大変申しわけないです。手持ちの資料ですと、その辺の経過がちょっとわかりかねますので、また改めて御説明をさせていただきたいと思います。申しわけありません。
- 村松委員長 それでは、今の鈴木委員の質疑につきましては、別途詳細な説明を当局のほうからあるということで了解します。
- 青島副委員長 直接じゃないけど、確認させてもらっていいのかしら。今回のこれに該当するかというのは別として、ちょっと確認させてください。これは、この発言ではないと言われるかもしれませんが、吉永の天王通りのところに、今、郵便局があったところを解体していますけど、そのほかに昔から吉永通り商店街が駐車場として持っていた土地というのがありますよね。その土地の管理というのはどこでやっているんですかね。
- 鈴木資産経営課長 今、青島副委員長がおっしゃられたとおり、商店街のための駐車場だということで、市のほうの担当としては、商業産業政策課のほうで所管をしておる行政財産ということになります。
- 青島副委員長 ありがとうございます。済みません。
- 村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、認第11号「平成30年度焼津市土地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について」は全会一致、認定すべきものと決定

○村松委員長 議第79号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 青島副委員長 最後のところの言葉で、12月14日を予定しているという話だったんですけど、予定しているという意味がよくわからないんですけど、どういう形になるんですか。
- 池谷人事課長 申しわけございません。法律の施行期日とあわせまして、12月14日で施行しようとしているものでございます。
- 鈴木委員 病院事業管理者の職員と同列で、今回の改正に載っているんですけど、例えば教育長さんですとか、市の特別職の皆さんというのは、今回のこういう改正には該当しないのかな、どうなのかなというところをちょっと教えていただきたいと思います。
- 池谷人事課長 特別職並びにそういったものを確認した結果、今回のこの改正には当たらないということがわかりましたので、そちらのほうは抜かせていただいております。
- 村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第79号「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 以上で総務部所管の議案の審査は終了した。  
こども未来部所管の議案の審査に入る。  
議第82号「焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。  
(当局説明)

- 村松委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。
- 杉田委員 指定都市の長が行う研修に変わるということなんですけど、この指定都市というのは、焼津市も入っているということでもいいんですか。
- 鈴木子育て支援課長 今の御質疑ですけれども、指定都市というものにつきましては、地方自治法で政令で指定する人口50万人以上の市と規定をされている都市のことです。通常でいう政令都市、今でいいますと20都市になるかと思いますが、静岡県内で行きますと静岡市、浜松市が対象ということになりますので、よろしく願いいたします。
- 杉田委員 こういうことで、政令指定都市だから、焼津市は従来の条例と変わらないよ

ということでもいいんですか、確認で。

○鈴木子育て支援課長 従来の焼津市の条例で行きますと、県知事がという研修だけでありましたけれども、今回の条例に伴いまして、焼津市の条例につきましても、指定都市の長が行う研修も追加という形で条例改正をするものであります。

○杉田委員 例えば、国の政令があつて、浜松と静岡があつて、静岡のそういう規定が決められると、焼津市は国の規定、静岡市で決めた規定、その両方を守らなきゃならないということでもいいですか。

○鈴木子育て支援課長 今回の条例につきましても、国が定められている基準に基づきまして、焼津市のほうの条例も改正をさせていただくということになりますので、今までですと県知事がやった研修のみが支援員の研修という形になっておったんですけども、指定都市のやったものについても支援員としての研修として認めさせていただきますよと、国に準じて焼津市のほうの条例も改正させていただくという形にとらせていただいています。

○杉田委員 私が一番心配しているというのは、この新たな条例の制定によって、今までほかの県なんかでもいろんな審議をさせてもらって、いろんな県の中で、地方分権ということはずっと言っていきながら、最終的に地方のことは地方でやれよと、そこを全部否定するわけじゃないんだけど、そのことをもって、今までここが最低だよと言われていたところを、さらに上限を緩めちゃって、そのほかのことも許されていっちゃうというようなことをちょっと心配しているんですけど、これも条例によって、今までの要件から何か条件が緩むというか、そういう緩和するという言い方はちょっと語弊があるかもしれないけど、条件が緩んでいっちゃうというようなことがありますか。

○鈴木子育て支援課長 今のところ、国のほうが示させていただいておる指定都市という研修につきましても、指定都市のほうの研修も県に準じてやられるのではないかと思いますので、それが緩むということは、焼津市としては考えておりませんけれども。

以上です。

○杉田委員 このままで、例えば学童の施設の面積の基準ということで、平成30年度12月の時点ということで、各学童保育の全部で21かな、その資料をいただいて、占用面積、1人当たりの面積というのをここで確認させていただきました。

その中で、私も6つの学童保育のところへ行つて確認をしてもらったんですけど、当然、これは昨年12月ですので、私が行つたのはことしになってからということで、ことし4月以降なので、人数がかなり変わっているなというのと、面積もかなり変わっているなというのを感じました。という、今の基準を下回るということは、1つだけあったんだけど、そのところに行つたんだけど、そこは古くなつていたもので問題ないのかなと思つたんだけど、こういうことというのは、例えば、学童の今言った面積の基準のことについて、参酌、参酌というんですか、参考の解釈みたいな、参酌するというふう書いてあります。

そのときに、国の最低基準をもさらに引き下げちゃうような、さっき緩和と言いましたけど、地方自治体で決めればそれでいいんだよみたいな、その最低基準を引き上げていくというのは当たり前のことだけど、この条例を結ぶことによって、焼津市が定めることによって、今までの最低基準そのものを下回るようなことは絶対ないということ

よろしいですか。

○渡辺こども未来部長 杉田委員の御質疑にお答えいたします。

今回のこの条例の改正につきましては、研修の機会を広げるという意味で、今まで県知事の行っていた研修プラス静岡市、浜松市の研修の機会を広げるという条例の改正でございます。こちらによりまして、参酌すべき児童の1.65平米の最低基準がさらに狭まるということはないので、こちらのほうは、今回は研修だけということで御理解お願いいたします。

○杉田委員 研修ということはこちらに書いてあるので、それはわかっています。その研修の中身というのはまだわからないわけですよ。研修要綱の、どんな研修をされるかということについてはまだわからないんですけど、そういう中で、基準を下回るようなことも言っているみたいな、そんな内容が含まれていたら大変だなと思ったもので、それをちょっと確認したいだけです。

○鈴木子育て支援課長 今、杉田委員の御質疑ですけれども、県のほうが実施しております基本型と保育児童型コースというものもございまして、特定型、いろいろあるんですけども、そういうような内容、支援員の概要とか、地域支援の概要、記録の取り方とか、保育運動支援の概要とか、講習等の事例発表等も受けながら、あと、利用者の理解とか、そういう内容を含んで県が実施しているものも指定都市というところでやっていただけるよということになりましたので、内容につきましては、指定都市のほうがそれを参酌して、簡略化して研修をとすることはちょっと考えづらいのかなと思いますので、県の研修に準じて指定都市のほうが研修を実施していくということで、市としては認識をしております。

以上です。

○杉田委員 先ほど言ったように、最低限の行いで、それを下回ることはないというふうに思うんですけど、その研修内容、普通の事前調査も出してくると思うんですけど、そんなので今までの研修内容と今度新たに研修の内容が変わったときというのは、それを訂正していただくことはできますか。

○村松委員長 今、杉田委員がおっしゃることは、今まで1回だったのが2回ふえるけど、その研修内容に差異があれば知らしめてくれということだと思いますけど。

○鈴木子育て支援課長 杉田委員の言われる研修内容の詳細をとということなんですけれども、研修内容をうちのほうに示されるのは、こういう項目ですよという大まかな項目になるものですから、それが県内のものと今後指定都市がやられる内容の詳細について、うちのほうが全て把握できるかということ、今後についてはちょっと把握できづらい部分もあるのかなと思いますので、こういう項目がということであればお示しはできるんですけども、内容の差異がどこかというのは、ちょっとうちのほうでも把握がし切れない部分があるのかなと考えておりますけれども。

以上です。

○杉田委員 こども未来部からもらった面積と、1人当たりの面積だとか、各定員が何人でとか、今、定数がどうなっているか、そういう資料をいただいて、これを含めて、その実態、先ほど言いましたけど、そういうことを頭に入れたときに、この中身というのは全部委託ですよ。委託であるから、条例が決まっても、この研修とかそういうもの

に出る人は、全部委託されているところの事業者が、この研修を受けてきなさいよ、どうのこうのということを指示して、こういう研修を受けてきましたよということを市のほうにはちゃんと報告はされると思うんですよ。だから、受けてきましたよという報告を受けるだけじゃなくて、その中身についてもちゃんと市は責任を、責任というか、内容について確認をしておかなければいけないなという、そういうことは指摘させていただきたいなど。

○鈴木子育て支援課長 委員のおっしゃるように、最終的に研修を受けたものについては、県のほうから報告が毎回ありますので、そちらのほうを確認させていただいて、支援員の研修を受けるという形について、市のほうもしっかりと把握をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○石田委員 今、それこそ研修が静岡と浜松と沼津で4日間ぐらい行われているんですけど、この改正によって、焼津市に関しては、静岡も沼津も浜松も日程が4日間しかできていないものですから、どこか御自分の行けるところで行っているという感覚だと思いうんですけれども、受けやすくなるのかなという、受けやすくするための改正なのかなというところではあるんですけれども、考え方というのは、そんな形の考え方でよろしいでしょうか。受けやすくするための、指定都市でも研修を受ければ認定するという法律に変わるという考え方としてよろしいですか。

○鈴木子育て支援課長 石田委員のおっしゃられるように、県だけでなく、指定都市が行うことによって、研修機会が広がるという解釈で市としても考えております。

ただ、沼津、静岡、浜松という形で研修を実施していただいているんですけれども、やはり県のほうも、どこの研修機関に何人が参加するかということで、事前申し込みをしていただいて、市のほうも各クラブのほうに研修がありますということで通知を出させていただいて、その中で、ぜひとも研修に参加していただきたいということで通知を出して、より多くの方に参加をしていただくように呼びかけはさせていただいていますので。

以上です。

○村松委員長 質疑・意見を打ち切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第82号「焼津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○村松委員長 以上でこども未来部所管の議案の審査は終了した。

以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで総務文教常任委員会を閉会とする。

閉会(9:54)